

審査の中の主たる質疑応答を申し上げまして、補足説明といたします。

本案は本会議において提案の趣旨説明で御承知のごとく、本年の職員給与諸手当等の改正を行うものであります。各等級別の引き上げ率並びに一人平均アップ額の諸手当等の細部にわたって説明が行われた後、質疑応答が行われました。

平均引き上げ率が二年連続二十六市の最低のクラスにある理由はこの質疑に対し、平均給与が二十六市の平均を上回らないようにするためであり、これは人事院勧告どおりに実施したいと思う。途中就職の職員の給与についての質疑に対し、途中就職の場合は前歴を八割と見ており、残り二割分については、在職中は新卒で入った者との差がついている。国家公務員との給与の相違についての質疑に対し、国家公務員の給与は北海道から沖縄までの平均であり、大都市の場合も同様なために全体の平均である。したがって、大都市のところに勤務する地方公務員の給与が、国の公務員の平均を上回るのはやむを得ないということで、都の人事委員会の考え方を取り入れているが、当市の場合は国家公務員の給与を上回ってはいない。自治省からの指導的な通達に対する考え方

について、国や都は管理職試験制度によって昇給するわけで、能力判定のむずかしい市町村は、自然と生活給的にならざるを得ない。したがって、ラスパイ指数でそのまま比較するのは不合理ではないかと考える。一般職と特別職の給与の関係についての質疑に対して、一般職の最高がこのたびの改正で三十四万円程度になるために、特別職の一部を上回ることになる等の答弁がありました。なお、本件について市長からこの一般職、特別職の関係の件で二十六市等の関係、当市財政等を考慮しながら二十六市の中ごろでいきたいと思う。特別職の関係については、組織を維持するだけの体面を保つこと、又、前回の報酬審議会においては、毎年設置すべきであるとの答申がなされておりますので、早急に、これを開いて他市との均衡、職員との関係、又、財政力等を十分研究していただき、しかるべき数字を出していただくのが本当ではないかと考える等の答弁がなされました。又、質疑には前後するが、委員の中から、当市の中、小企業者並びに民間企業のことを十分配慮して、給与改正の件は一層慎重を重ね、期せられたい等の意見が出され、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり決定くださいますようお願いいたしまして補足説明いたします。

○議長(母貝井喜代次君) 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母貝井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十七号については討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(母貝井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母貝井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十七号福生市

の一般職員の給子に関する条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(母貝井喜代次君) 日程第二議案第百二十八号福生市災害弔慰金の支給

及び災害援護次員金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長 小林菊三君) 審査報告をいたします。

議案審査報告の朗読は省略させていただきます。審査の概要についてを申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

議案第百二十八号福生市災害弔慰金の支給及び災害援護次員金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例、本案は災害弔慰金の支給及び災害援護

資金の貸付け関係の法律及び同施行例の一部改正が十月二十六日になされたために、福生市の条例を改正しようとするものであります。

内容的には、第五条は災害弔慰金の額で、生計を主としていた者が死亡した場合の現行百万円を百五十万円に、又、その他の場合現行五十万円を七十五万円にアップするもの。又、第十条は、災害援護資金の貸付けの限度額の規定で、世帯主の一月以上の負傷や家屋破壊等の損害の程度により貸し付けの額を、現行の額より程度に応じてそれぞれ五万円から二十万円アップしようとするものであるという説明があった後、質疑に入りしました。

質疑においては、現在までに本条例の対象となつた例はあるのか、基地を控えているが飛行機の部品等の落下による被害、それから又爆発等による災害に対するの適用についてはどうか等の質問に對しまして、本条例はあくまで自然災害の採決いたしました結果、全員異議なく本案については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会へ決定ごおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

補足説明いたします。

議長(貫井 喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井 喜代次君) 以上で質疑を終わります。

九 釜竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案百二十八号については、討論を省略し委員会報告ごおり可決されることを希望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(貫井 喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から本案は委員会審査報告ごおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井 喜代次君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百二十八号福

生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を

改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

議長(貫井 喜代次君)

日程第三議案第百二十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告をお願いいたします。まず総務委員長田村市郎君。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

総務委員長(田村市郎君)

議案第百二十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第六号)歳入及び歳出のうち当総務委員会所管分について、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

審査の主たる内容を申し上げ、補足説明いたします。

本案は審査に当たっては、歳入について質疑を行い、次に教育費を除く歳出、それから教育費の順に質疑を行った後に採決する旨を諮って審査に入りました。

歳入についての主な質疑は、国庫負担金の武蔵野幹線排水路費の大幅な減額について、

次にこのたびの六号補正で計上された財政対策債について、都市施設整備基金繰り

入れを戻さず、各種要求の諸施策に充当すべきではないかの質疑に対し、武蔵野幹

線工事は高度な技術を要する工事ということで、予算計上時においては、国の

補助金としても概算で決めたために、精算の結果減額になった。次に地方財

政法上の特別措置で今回だけのものである。この積算根拠は道路面積、人

口基準で算定されていると思う。この対策債は、償還は地方交付税で今後

見てくれることを期待しているが、現段階では自治省は見るとは言っていない。本

年度は税收の伸び等の見込みで財政運営については比較的恵まれているが、本件

の財政対策債を使わないということになると当市の財政は豊かであると見られて、

他の事業の起債、地方交付税等を削減される可能性があり、国、都、関

係上借りた方がよい。又、基金繰り入れにおいて、今後税收五千万円ほど、又

地方交付税、調整交付金等合わせて、財源的に余裕があるので繰入金は戻

すことにした。単年度収支を健全な形で予算の編成をしたい考えであるとの

答弁があり、次に歳出においては、過誤納還付金と庁用車購入について、

まず、還付金は景気後退によるもので、誤りによる納め過ぎではない。庁用車は、現在六万三千キロ走っており、来年三月始めが二回目の車検でその前にかえたい。三回目になると十万キロをオーバーし、連日のように高速道路を走っているため相当無理がきており、危険解消という意味からも、ぜひ購入することと認めていただきたいとの答弁がなされた。又、最後に、委員の中から、いま一度庁用車購入について考え直す気はないかとの所員疑が出されたが、担当者から前述の理由で認めてほしいとの答弁があり、本案を採決したところ、異議ありとの声があり、起立採決いたしました。その結果、賛成多数で本案の当委員会所管分については、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何れも当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、補足説明いたします。

○議長(員井 吉代次君) 次に建設委員長宇佐美 良時君。

(建設委員長宇佐美 良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美 良時君) 御指名をいただきましたので審査報告をいた

します。

議案第百二十九号福生市一般会計補正予算(第六号)歳出予算のうち建設委員会所管分、なお審査報告書の朗読については省略をいたします。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本補正予算のうち当委員会に付託された部分について、職員の人件費関係では、総務委員中の統計調査員で二年に一度行う工業統計調査に要する経費、商工費関係では、商工会内に組織された福生駅西口再開発についての調査会への事務費等に対する二分の一補助として三十万六千円、そのほか福生駅周辺の商業診断報告書の作成に要する経費、又、武蔵野商店街と中央商店街の商業灯の新設及び改善に要する三五%の補助などとなっております。都市計画課関係では、福生駅東口区画整理事業に伴う不動産用地一千二百七平方メートルを買収するための経費のほか、牛浜グランドを敷正備するため、の設計委託料であり、又、下水道課関係では、武蔵野幹線排水路において、その一から四までの工区に分けて施行してきた本事業も、本年度をもって竣工の見通しとなり、そのほかの工区における精算の結果、三億一千三百万円の減となったもの

であります。建設課の関係では、道路占用台張を作成するための委託料や、田園地区の市道十入号線が五日市線を貫通しその盛土敷について国鉄側の用地費が確定したための買収費及び赤線地帯の市道二九号線の用地取得費、その他道路照明等の電気料金値上げによる補正となっております。

委員の中から下水道事業による切り回し工事についての質疑があり、五十年年度における切り回し工事は全体で百五十五件あったが、このうち下水道関係が百三十二件であった。二期等の関係で一月から三月にかけて多くなるが、その点今後也十分注意してやっていきたい。又、未舗装道路については、早急に整正備すべきであるとの要望、意見もあり、当委員会といたしましては、付託された部分について原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会報告とおり御可決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 次に厚生委員長小林菊三君。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告を行います。

議案第百二十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第六号)中、

歳出予算のうち厚生委員会所管分について説明申し上げます。

審査報告書の朗読を省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照。

本案はそのほとんどが人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正であります。審査に当たっては、各課単位に説明を受け質疑を行い、最終的に決まるとなっております。

では質疑の大事について各課ごとに申し上げたいと思います。

まず福祉事務所関係の質疑については、福祉活動専門員の補助金は何名分か、災害救助費は實際的に予測のつかないものであり、仮に起きた場合でも予備費から充当することになると思う。それにたゞ一般財源を計上しているのか。社会福祉協議会の業務委託料の減額は、市民会館の関係で敬老大会が延びたことによるものか等の発言に対し、福祉活動専門員は社会福祉協議会に委託しているもので一名分であります。災害救助費については、確かにそのとおりであります。来年度は検討したいと思う。業務委託料等の減額は、本年度敬老大会を実施しないためである等の答弁がありました。次に

市民課関係であります。質疑はなく、次の環境保全課関係に移りました。その主な質疑は、備品購入で消防団員の被服が七十九人分不足しているというが、このようなものにこそ、災害救助費に組んだ一般財源を充てるべきではないかという発言に對しまして、消防署でもなるべく全員にある方がよいと言っており、消防団に對しては、何るべく早く全員にそろえたいと思う。

このような質疑応答が交わされた後、採決いたしました結果、全員異議なく当委員所管分は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(母井 喜代次君) 以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井 喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論に對しては會議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言

を願います。二番松山 清君。

(二番 松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第百二十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算に對して反対討論をいたします。

当補正予算は、職員の給与改定に伴う人件費の補正などを主な内容としておりますが、当補正予算の歳入において地方交付税一億八千六百六十一万五千円及び財政対策債八千七百八十余万円などの一般財源としてこの歳入を計上しており、これを十分活用するならば当初予算及びこれまでの補正予算で計上しなかつた各種の市民要求、又、インフレの中での社会的弱者へのきめ細かな対策などにこたえることができ、補正予算の編成をすることができたものと考えられます。しかし都市施設整備基金繰入金二億七千二百二十五万三千円のうち、一億三千七百万円を減額してしまい、これによって今回も市民要求を積み残したままの補正予算としております。今年度も後三カ月を残すだけとなっている現在、この時点で十分な補正を組まなければ、後は時間切れとなってしまうことは明らかであります。市民要求には冷たい予算でありながら、市長の公用車購入代二百三十七万八千円を計上

しておりますが、現在の公用車がまだ十分使用できるにもかかわらず、新車に乗りかえるなどに至っては、私といたしましては予算のむだ使いもはなはだしいものであると考えます。市民や職員に対しては節約を説きながら、みずからはこれを守らないという結果になるのではなからうでしょうか。

私は歳出での職員給与の人件費や図書購入代、又、その他の部分においても賛成ででき得る内容も今まわっておりますが、先に述べましたような当補正予算のと、ている性格からいたしまして、この補正予算に反対をいたすものであります。

以上、や間单ではありまするが議案第百二十九号についての反対討論といたします。

○議長(母井喜代次君)

次に賛成者十四番田村市郎君。

(十四番田村市郎君登壇)

○十四番(田村市郎君) 私は本補正第六号予算案に対して賛成の討論を行います。

この補正予算は、内容的には三億余円の国庫支出金の減額補正であります。

が、これは御承知のごとく、四十九年度から着手した武蔵野幹線排水路工事の完成のための精算金であつて、この減額が直接市行政上、又、市民の影響等は全くないものであり、又、地方交付税は順調な伸びを示しており、予算案の内容等を見て、財源的に相当の余裕があるものと信ずるものであります。

歳出関係においても、先ほど可決を見ました市職員の給与改正に伴う補正が主なもので、これについても他の自治体においては平均六%以上引き上げがなされてゐる中で、当市の理事者は、現在の社会の状況をよく考慮に入れた五・三%アップに抑えてゐるものであり、その他長年の懸案の東口の区画改正理事業の不動尊用地の取得費の計上、牛浜グラウンドの整備をするための設計委託料等、市民にとって大きく期待される各種の事業費であります。

しかしながら、ただいま反対討論をお聞きいたしておりますと、自動車の購入の件について指摘されておりますが、担当の説明にもありますように、四十一年に購入した片用車で、相当のキロ数も乗ったということであり、市長をはじめ理事者側も東奔西走してゐるもので、今後大いに活躍を期待するために、車の購入は認めるべきものであり、反対のための反対でなく、本補正

予算の内容をよく検討すれば、当然の補正であると確信し、本案に対し賛成するものであります。

賢明なる議員各位におかれましても、本案可決に賛成していただくようお願いいたします。私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(員井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第百二十九号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について各委員会審査報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(員井喜代次君) 起立多数であります。よって議案第百二十九号は各

委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(員井喜代次君) 日程第四議案第百三十号昭和五十一年度福生市国民

健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 議案第百三十号昭和五十一年度福生市国民健康保

険特別会計補正予算(第一号)を説明いたします。

報告書の朗読を省略させていただきます。直ちに補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

まず、本補正予算については、歳入において療養給付費等国庫負担金、高額療養費員の国庫補助金、人事院勧告に基づく給子アップ分の事務費、又、当初七百五十件程度予定していたが、それがふえたための高額療養費、それに老人医療助成関係の都補助金等の増額、さらに歳出において、人事院勧告に伴う給子アップ分、療養給付費、高額療養費、過納保険料の還付金、予備費等の増で、歳入歳出それぞれ四百八十一万円の増額補正をしようとするものである。

以上のような点について説明を受けた後、所員疑に入、たわけであります。

それではその質疑の主なものを申し上げます。保険料徴収の状況はどうか。療養給付費の前年度に対する伸び率の見通しはどうか。過納保険料の還付対象者について、高額療養費は当初見込みを大部上回るようであるが、その病気の大事について、又、年間匠者にかからない家庭に対しての表彰を渡すことになっているが、その数はどのくらいか。このような質疑があったわけであります。これに対して、保険料徴収状態については、当初の見込みより二百万円ないし三百万円の増があると思われる。徴収率については、保険料金アップも合わせて五十年より多少下がると思うが五十一年度においては努力したい。療養費関係は当初医療費のアップ、自然増等で約二一%の伸びを見込んだが、最終的には前年度より二九%程度伸びると思う。過納保険料については、国保から社会保険に移行した場合において、届けがなされていない者が納めたものを精算の段階で還付するものであります。高額療養費については、入院がほとんどだと思われれます。なお最終的には一千五百五十件程度に達すると思われ。又、年間匠者にかからない家庭については、現在二百八十件程度である。このような答弁があり採決いたしましたところ、全員異議なく本案について原

案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、補足説明いたします。

○議長(貫井 喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより本委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井 喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○九番(竹田 政勝君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三十号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井 喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま竹田 政勝君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)